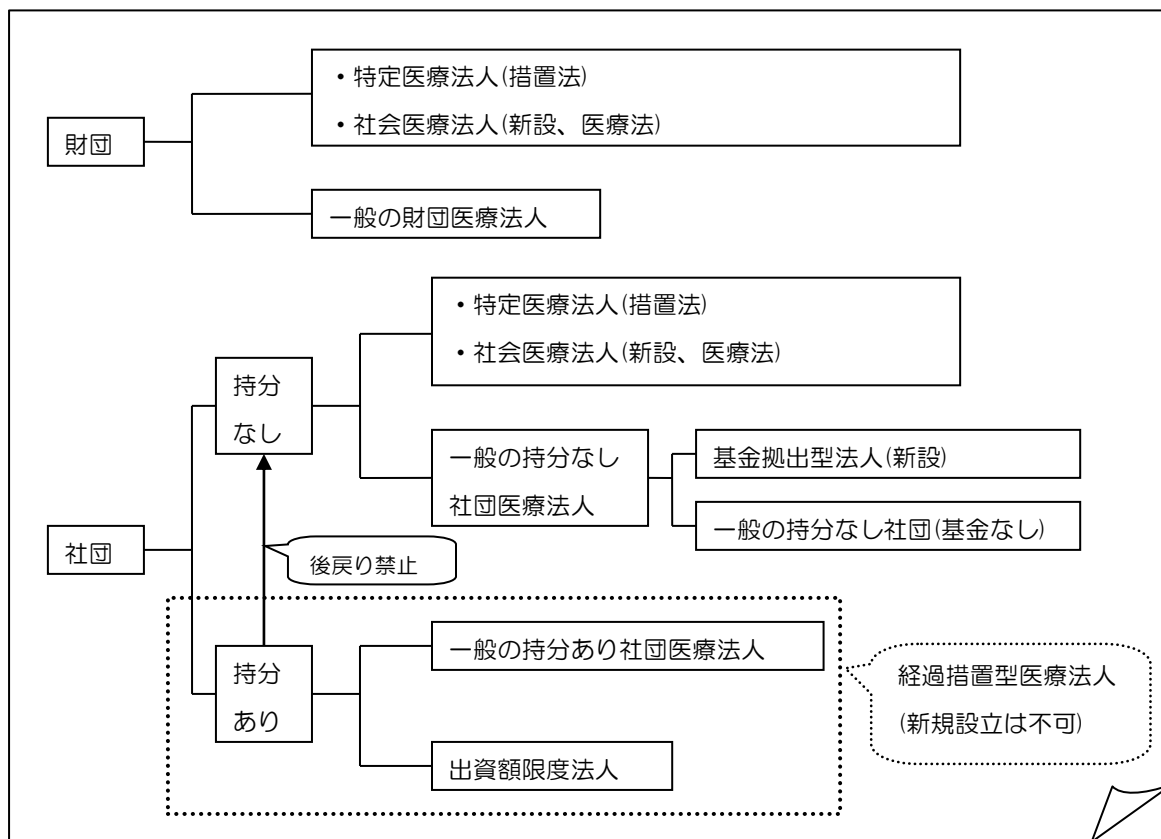


A3 第5次医療法改正後、現在の医療法人の類型は、以下のように区分されます。



【解説】

1. 概要

第5次医療法の施行により、平成19年4月1日以降に新たに医療法人の設立認可申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものに限られます。

2. 経過措置型医療法人

社団である医療法人で持分の定めのあるものは、経過措置型医療法人として、当分の間、存続が認められることになりました。

3. 基金拋出型医療法人

平成19年4月1日以降に設立する社団である医療法人で持分の定めのないものは選択により基金制度を採用することができるようになりました。

4. 社会医療法人

社会医療法人は、財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものに限られますが設立することができるようになりました。

5. 特定医療法人

特定医療法人は、租税特別措置法に基づく財団である医療法人又は社団である医

療法人で持分の定めのないものであって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものとなります。

6. 特別医療法人

従来存在していた特別医療法人は、平成 19 年 3 月 31 日で廃止され、その後 5 年間(平成 24 年 3 月 31 日まで)の経過措置が設けられました。この期間内に、社会医療法人へ移行するか、移行できなかった場合には通常の財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものとなります。